

○ 証券会社に関する内閣府令（平成十年 総理府令第三十二号）  
大蔵省

改正案

現行

別表第八（第六十条第二項関係）

別表第八（第六十条第二項関係）

(略)	一 注文伝票	法定帳簿の種類
(略)	(略)	記載事項
(略)	二 二十四 (略)	記載要領等
(略)	一 注文伝票	法定帳簿の種類
(略)	(略)	記載事項
(略)	二 二十四 (略)	記載要領等